

## 「国の債権管理等に関する行政評価・監視」の勧告 －東京行政評価事務所の調査結果の引用－

総務省では、国の債権管理等の事務の適切かつ効率的な実施を図る観点から、国の債権の管理業務の実施状況、滞納の拡大防止対策等の実施状況を調査し、その結果をとりまとめ、必要な改善措置について平成27年6月5日に11府省へ勧告しました。

東京行政評価事務所(所長 羽室雅文)は、東京都内に所在する4省8機関の調査を担当し(平成26年5月から7月に実地調査)、当該調査結果により把握した事例が上記勧告に反映されました。勧告内容及びその反映された事例概要は以下のとおりです。

### 【本件連絡先】

総務省東京行政評価事務所

第1評価監視官室 評価監視官 阿藤 英行

電話:03-5331-1753

FAX:03-5331-1761

※勧告及び結果報告書の全体版については、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h27.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html)

# 国の債権管理等に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 (概要)

## 背景等

- 平成25年度末の国の歳入金債権の現在額は、約8.2兆円。このうち、履行期限到来債権の現在額は、約2.7兆円
- 国の債権を適切に管理・回収することは、国の財政上の利益を確保し、債務者間の不公正やモラルの低下を招かないようにするためにも重要
- 平成19年6月、①マニュアルの整備、②情報開示の充実、③滞納の拡大防止、などを総務省が全府省に対して勧告

勧告日：平成27年6月5日

勧告先：11府省（内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

※ 抽出機関数：15府省等92機関

**【うち東京事務所：4省8機関】**

※ 抽出債権案件：2,469件 <約382億円>

**【うち東京事務所：191件<約47.9億円>】**

うち指摘案件数：231件(約10%) <約7.4億円(約2%)>

**【うち東京事務所：26件<約1.5億円>】**

## 適切かつ効率的な債権管理の一層の推進

### 《主な勧告事項》

#### 債権管理事務の適切かつ効率的な実施

- 回収業務、不納欠損処理の早急な実施
- リスト化による進行管理等の実施
- 定期的な情報開示の充実  
(不納欠損処理の事由等の公表)

#### 滞納の拡大防止対策の的確な実施

- 住基ネット活用の対象範囲及び回数拡大
- 滞納者に国有地等の使用許可、契約の更新を認めないなどの措置
- 勤務先の情報を取得する仕組みの構築

# 1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施

## 主な調査結果

国有地を不法占有しているが、債務者に損害賠償金の請求を未実施(3府省等11事例)

**【東京事務所担当分該当なし】**

債務者の居所が不明であるが、関係機関に速やかな照会を未実施(7府省等15事例)

**【東京事務所担当分2省2事例】(参考資料P7①参照)**

債務者が財産を保有しているが、差押えを未実施(10府省等24事例)

**【東京事務所担当分1省1事例】(参考資料P7②参照)**

督促や強制履行を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難(10府省等160事例)

※ 指摘した231案件(7.4億円)のうち、160案件(約4.7億円)で消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている

**【東京事務所担当分4省25事例】(参考資料P7③～P9⑤参照)**

## 勧告

回収見込み有

回収業務の  
早急な着手

回収困難※

不納欠損処理  
の早急な実施

リスト化による  
進行管理等の実施

不納欠損処理の  
事由等の公表

有効な時効中断措置を講じず、債権を時効消滅させた機関

## 2 滞納の拡大防止対策の的確な実施

### 主な調査結果

労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、住基ネット(※)の活用に拡大の余地あり(厚生労働省)

※ 住民基本台帳ネットワークシステムのこと。受給者データと同システムとのデータを突合させて、生存確認を行うことができる。

**【東京事務所担当分該当なし】**

道路占用料を滞納しているが、道路占用の更新を認め、滞納額を拡大(国土交通省6国道事務所等9事例)

**【東京事務所担当分1国道事務所1事例】(参考資料P12⑨参照)**

国有地の貸付料等を滞納しているが、使用の継続を認め、滞納額を拡大(2府省7事例)

**【東京事務所担当分該当なし】**

債権回収に有効な情報(勤務先情報)を取得せず、債務者は所在不明となり、回収が困難(4府省27事例)

**【東京事務所担当分1省5事例】(参考資料P12⑩参照)**

### 勧告

住基ネット活用の対象範囲及び回数の拡大

滞納者に国有地等の使用許可、契約の更新を認めないなどの措置

勤務先の情報を取得する仕組みの構築